

入札公告（建設工事）の訂正

入札公告を次のとおり訂正します。

令和7年7月18日

分任支出負担行為担当官
帯広防衛支局長 山口 淳一
(公印省略)

- 1 公告日 令和7年7月9日
- 2 工事名 釧路（7）宿舍解体工事
- 3 訂正内容

訂 正 後	訂 正 前
<p>5 その他 (中略) (2) 入札保証金 免除</p> <p>[削除]</p>	<p>5 その他 (中略) (2) 入札保証金 免除（保管金の取扱店 <u>日本銀行帯広代理店（北洋銀行帯広中央支店内）</u>）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁帯広防衛支局）又は金融機関等の保証（取扱官庁帯広防衛支局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行った場合は、入札保証金を免除する。入札保証金の金額等（国債の総額、銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。）は、見積金額の100分の5以上とする。</p> <p><u>なお、入札参加する全ての工事に入札保証金を納付する必要は無く、受注希望工事件数分、入札金額が最大の工事から順に納付すれば良い。</u></p> <p>(3) <u>期限までに入札保証金の納付等（入札保証金の納付に代わる担保としての国債又は銀行等の保証の提供及び入札保証金の全部が免除される入札保証保</u></p>

險契約の締結を含む。以下同じ。)を行わない者及び入札保証金の納付等に
係る書類(以下「書類」という。)を
提出しない者並びに入札保証金の金額
等が入札金額(税込み)(入札価格に
消費税及び地方消費税相当額を加えた
ものをいう。以下同じ。)の100分の
5に満たない者は、入札に関する条件
に違反したものとして、その入札を無
効とする。

利付国債の提供の場合は担保の提
供が完了するまでには、振替手続き等
相応の日数を要するため、予め取引先
の銀行・証券会社等に相談のうえ、期
限までに十分余裕をもって手続きす
る。

ア 提出期間 令和 年 月 日か
ら令和 年 月 日(利付国債の提
出の場合は令和 年 月 日)まで
の行政機関の休日を除く毎日、午前
9時から午後5時まで。

イ 提出場所 上記7に同じ

ウ 提出方法 書類の提出は、持参又
は郵送等することにより行うもの
とする。

エ 増額変更 認めない。

オ 減額変更 認めない。

カ 保証期間 令和 年 月 日ま
で

キ その他 入札保証金の納付等及
び書類の提出に係る費用は、入札参
加者の負担とする。

(3) 契約保証金 納付(保管金の取扱
店日本銀行帯広代理店(北洋銀行帯広
中央支店内))。ただし、利付国債の提
供(取扱官庁帯広防衛支局)又は金融
機関若しくは保証事業会社の保証(取
扱官庁帯広防衛支局)をもって契約保
証金の納付に代えることができる。ま

(4) 契約保証金 免除 ただし、落札
者は、公共工事履行保証証券による
保証(引き渡した工事目的物が種類
又は品質に関して契約の内容に適合
しないもの(以下「契約不適合」と
いう。)である場合において当該契約
不適合を保証する特約(2年間)を

<p><u>た、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。</u></p> <p><u>なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1（予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の3）以上とする。</u></p> <p>(4) ~ (15) [略]</p>	<p><u>付したものに限る。)を付さなければならぬ。この場合の契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の3以上とする。</u></p> <p>(5) ~ (16) [同左]</p>
--	--